

1 事務監査

(3) 保健福祉局

指摘事項

ア 補助金の交付先団体への指導を求めるもの

福岡市が交付した補助金については、目的どおりに執行されたか確認を行うとともに、必要に応じて交付先団体を指導しなければならない。しかしながら、社団法人福岡市医師会に対して交付した平成14年度「福岡市医師会事業」外1件の補助金において、同団体から関係機関へ再交付されているものがあったが、交付基準が明確となっておらず、また、実績の確認も行われていなかったにもかかわらず、同団体への指導がなされていなかった。

今後、事業実績の確認を的確に行われるとともに、補助金が再交付される場合の基準等について、同団体と協議のうえ規定の整備等を図るよう指導されたい。

（地域医療課，保険年金課）

【講じた措置（H17.3.2通知）】

社団法人福岡市医師会から関係団体へ補助金を再交付する場合の交付基準の整備及び再交付を受けた関係団体の事業実績の確認について、同会を指導した。

なお、福岡市医師会においては、補助金を再交付する場合の基準等の整備に着手している。

指摘事項

イ 委託の契約手続きについて改善を求めるもの

産業廃棄物の処理を委託する場合には、関係法令等に基づき適正に契約しなければならないが、平成14年度「香椎保育所外22カ所グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務委託」において、次のような事例が認められたため、委託の契約手続きを改善されたい。

(ア) 収集運搬業者と処分業者の2者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、処分業の許可を有しない収集運搬業者と処分業を含めた内容の契約を締結していた。

【講じた措置（H18.8.30 通知）】

平成16年度及び平成17年度の「香椎保育所外22カ所グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務委託」契約については、許可を有する収集運搬業者と処分業者の2者とそれぞれ委託契約を締結した。

指摘事項

(イ) 委託契約書には、最終処分を行う場所の所在地及び最終処分の方法等について記載しなければならないが、記載が誤っているもの、されていないもの、不明確なものがあつた。

（保育所整備課）

【講じた措置（H18.8.30 通知）】

平成16年度及び平成17年度の「香椎保育所外22カ所グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務委託」契約については、最終処分を行う場所の所在地及び最終処分の方法等について明確に記載した。

#### 指摘事項

ウ 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

委託により業務を実施するに当たっては、事前に契約を締結し、契約内容に従って業務を履行させなければならない。しかしながら、平成14年度「香椎保育所外7カ所空調機器保守点検業務委託」については、選定業者3者により見積合せを行い契約を締結しているにもかかわらず、契約締結日以前に、受託者となった業者へ委託業務の一部を履行させていた。

今後、委託契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

(保育所整備課)

#### 【講じた措置 (H17.3.2通知)】

平成16年度以降の委託契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理を行った。

#### 指摘事項

エ 物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの

物品を購入する際には、購入目的に応じて数量、納期日等を設定し計画的に発注するとともに、経済性も考慮しなければならない。また、一定金額以上の物品購入については、契約課に発注依頼し購入しなければならないが、平成14年度及び同15年度の物品購入契約事務において、次のような事例が認められたため、今後、物品購入に当たっては、適正に事務処理されたい。

(ア) 各区保健福祉センター(福祉事務所)が使用する窓あき封筒の購入において、在庫数量が少なくなったことから各区ごとに発注し購入されていた。使用見込み・在庫数量等を把握し、計画的に発注すべきであった。

(保護課)

(イ) 購入数量を分割等して原課で契約し購入していたものがあつた。また、年度末に購入されているものもあり、計画的に早期に発注するとともに、一定金額以上の物品購入については、契約課に依頼し購入すべきであった。

(保険年金課、高齢保健福祉課)

#### 【講じた措置 (H17.3.2通知)】

(ア) 各区保健福祉センター(福祉事務所)が使用する窓あき封筒の購入においては、平成16年度は年度当初に在庫数量及び年間の使用数量を調査し、全区で必要とする数量を一括し、契約課に発注依頼を行い購入した。

(イ) 物品購入契約事務については、購入目的に応じて数量、納期日等を設定し計画的に発注するとともに、福岡市契約事務規則に基づき、一定金額以上の物品を購入するときは、契約課に発注依頼し購入するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。

### (4) 農林水産局

#### 指摘事項

ア 公有財産について適正な管理を求めるもの

公有財産である漁港施設については、その利用の確保を図るため、常に善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。また、漁港を利用す

る者は、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならない。しかしながら、漁港施設の敷地において、軽トラックや普通乗用車が放置されている箇所、テレビや冷蔵庫、古くなった漁網や廃材などが投棄されている箇所等があった。

公有財産である漁港施設の管理に当たっては、漁港環境の啓発に努めるとともに、関係条例等に則り適正な管理をされたい。

(漁港課)

【講じた措置 (H17.3.2通知)】

不法投棄物等については、職員と漁業関係者との共働により清掃撤去を行った。

今後、漁港施設を大切に利用するよう啓発に努めていくとともに、漁業関係者や地域住民、漁港利用者との共働による維持管理を行うこととした。

指摘事項

イ 簡易専用水道の管理について適正を期すべきもの

簡易専用水道については、水道法に基づき適正に管理する必要がある。また、当該水道の管理に係る定期検査等により得られた結果については、有効に活用するとともに、是正を要する場合は措置する必要がある。しかしながら、平成14年度及び同15年度の定期検査において、水質検査結果は「良好」であったものの、検査結果書で受水槽の通気管における防虫網の破れについて改善を求められていたが、実査日現在まで、改修等の検討がなされないままとなっていた。

簡易専用水道の管理に当たっては、関係法令等に基づき適正な管理をされるとともに、定期検査結果を有効に活用されるよう十分注意されたい。

(青果市場(西部市場))

【講じた措置 (H17.3.2通知)】

受水槽の通気管における防虫網の破れについては、工事を行うまでの応急処置として目の細かい網を購入し取り付けをした後、財団法人福岡市施設整備公社へ依頼の上、防虫網の取替工事を行った。

今後、定期検査の結果、是正や改善の指摘があった場合は、直ちに改修等の適切な措置を講じていく。

(5) 区役所

指摘事項

【共通】

物品管理について適正な事務処理を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管、管理しなければならない。しかしながら、健康状態に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に対し緊急通報用機器の貸与等を行い、緊急時に消防局へ連絡するなど、その生活の安全の確保を図る「福岡市緊急通報システム事業」に係る緊急通報用機器の管理において、次のような事例が見受けられた。

今後、当該機器の管理については、適正な事務処理をされたい。

ア 緊急通報用機器については、実情として納入、設置及び受信センター業務等を行う受託業者に一括管理されており、物品の管理をすべき区において、当該機器の設置時及び廃止時の現品の確認等が行われていなかった。

イ 備品出納簿の整理もなされておらず、在庫状況の的確な把握がなされていないかった。

(東区、博多区、南区、城南区及び早良区の各福祉・介護保険課)

【講じた措置 (H17.3.2通知)】

緊急通報用機器の適正管理については、保健福祉局の備品として一括管理することに改めるとともに、備品の在庫状況については、在庫表を毎月各区へ送付するこ

ととし、徹底して在庫品を優先利用するよう周知徹底を図った。

#### 指摘事項

##### 【博多区役所】

市税の滞納整理事務について適正な事務処理を求めるもの

市税の徴収金について、時効の完成により不納欠損処分を行う場合は、消滅時効の中断等がないか十分に確認しなければならない。しかしながら、平成14年度の市税の滞納整理事務において、滞納処分の執行停止期間中のものについて、債権の差押え等により消滅時効が中断され時効が完成していないものを不納欠損処分しているものがあった。

市税の滞納整理事務に当たっては、関係法令等に則り、適正な事務処理をされたい。

(納税課)

##### 【講じた措置（H17.3.2通知）】

市税の滞納整理事務にあたっては、消滅時効が中断され時効が完成していないものを不納欠損処分とすることがないように、執行停止案件分を再点検するとともに、関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。

#### 指摘事項

##### 【中央区役所】

ア 土地の評価事務について適正な事務処理を求めるもの

隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これらを合わせて評価する必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地を一画地として評価しなければならない。しかしながら、隣接する二筆の宅地に一個の住宅が存在する場合に、一画地としての評価を行っていないものがあった。

土地の評価に当たっては、地方税法及び税務事務取扱要領等に基づき適正な事務処理をされたい。

(固定資産税課)

##### 【講じた措置（H19.6.27 通知）】

現地調査の結果、1個の住宅が二筆の宅地にまたがって建築されており、利用状況からみて一体利用されていることから、二筆を一画地として評価するもの。

平成18基準年度において、適正に処理を行った。

イ 委託契約事務について計画的な業務を行うよう注意を求めるもの

業務を委託するに当たっては、その必要性について十分に検討する必要がある。また、委託業務の目的が最も効果的に達成できるよう、業務内容や作業量に応じた実施回数とするなど、計画的、効率的に事務処理を行う必要がある。しかしながら、公園内における禁止行為等を行う者に対し、禁止行為の周知徹底及び適正利用等の指導を行うことを主な業務とする「平成15年度中央区管内公園利用指導業務委託」において、設計書では、延べ135回の指導員による巡回を監督の指示により実施するとされているが、契約日の翌日から長期間、具体的な指示がなされおらず、巡回実績がなかった。

今後、委託業務の実施に当たっては、その必要性について十分検討するとともに、計画的に実施するよう注意されたい。

(維持管理課)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

当委託業務については、必要性について十分検討するとともに、業務内容や作業量に応じた実施回数などについて、計画的・効率的な事務処理に努めるよう、所属職員に対して口頭により周知徹底を図り、実施していくこととした。

指摘事項

ウ 物品購入契約事務について注意を求めるもの

物品を購入する際には、購入目的に応じて数量、納期日等を設定し計画的に発注するとともに、経済性も考慮しなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度の物品購入契約事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、物品の購入に当たっては、十分注意されたい。

(ア) 平成14年度の住宅地図の購入について

a 住宅地図については、毎年多量に購入されているが、当該地図の毎年購入の必要性について疑問が持たれた。今後、購入に当たっては経済性等の観点も踏まえ十分検討されたい。

b 年度末に数回にわたって契約が行われていたが、一括して発注すべきであった。また、当該住宅地図については、年度の早い時期に購入するなどして、早期活用を図られたい。

c 他区及び周辺市町の住宅地図を購入していたが、他市町等への年間の出張回数等を考慮し、その購入の必要性について十分検討されたい。

(イ) 平成15年度において、保安用品(セーフティコーン等)を同一業者に数回に分けて発注しているが、必要数量等について十分な検討を行い、一括発注に努められたい。

(地域整備課)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

物品購入にあたっては、必要性・必要数を十分検討し、経済的かつ計画的に発注するよう、所属職員に対して口頭により周知徹底を図るとともに、経理担当職員には適切に事務処理を行うよう指導を行った。

指摘事項

【南区役所】

土地の評価事務について適正な事務処理を求めるもの

土地の評価事務において、次のような事例が見受けられた。地方税法及び税務事務取扱要領等に基づき適正な事務処理をされたい。

ア 隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これらを合わせて評価する必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地を一画地として評価しなければならない。しかしながら、隣接する二筆以上の宅地に一個の建物が存在する場合に、一画地としての評価を行っていないものがあった。

イ 正面と裏面に路線がある画地(二方路線地)の場合は、裏路線の影響があることから二方路線影響加算率により補正する必要があるが、二方路線地として補正を行ったものにおいて、同加算率の適用を誤っているものがあった。

(固定資産税課)

【講じた措置（H17.3.2通知）】

ア 今回指摘があった宅地の評価については、税務事務取扱要領に基づき、適正な評価に見直した。

今後、土地の地目変更や分・合筆、所有権移転等において評価の誤りが生じないように研修等を行い、適正な評価を行うよう周知徹底を図った。

イ 二方路線影響加算率の適用を誤っているものについては、税務事務取扱要領に基づき、正しい加算率に修正を行った。

今後、地方税法及び税務事務取扱要領に基づき、適正な事務処理を行うよう口頭により周知徹底を図った。

指摘事項

【城南区役所】

ア 市税の減免事務について適正な事務処理を求めるもの

市税の減免を行う場合は、申請に基づき減免基準の該当区分等に応じ適正に行わなければならない。しかしながら、平成15年度の市税の減免事務において、次のような事例が見受けられた。

市税の減免決定に際しては、減免基準等に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 障害者に対する市県民税の減免事務において、減免控除額の算定誤りにより、減免額の適用を誤っているものがあった。

(イ) 軽自動車税の減免事務において、生活保護(生活扶助)の開始が同税の納期限後であるにもかかわらず、平成14年度分について減免しているものがあった。

(市民税課)

【講じた措置（H17.3.2通知）】

(ア) 減免額の適用を誤っていた当該納税者に対しては、減免額の再算定を行い、変更通知を行った。

今後は、減免額の算定誤りを防止するため、特に手計算による減免出議の場合は通常の決裁に加え、精査担当を置くように改めた。また、減免処理について研修により徹底を図った。

(イ) 減免の適用を誤っていた当該納税者に対しては、減免の取消処理を行い、変更通知を行った。

今後は、減免の適用誤りを防止するため、減免処理要領について研修により徹底を図った。

指摘事項

イ 土地の評価事務について適正な事務処理を求めるもの

土地の評価事務において、次のような事例が見受けられた。地方税法及び税務事務取扱要領等に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 正面と側方に路線がある画地の場合は、側方路線の影響があることから、側方路線影響加算率により補正する必要があるが、同加算率による補正を行っていないものがあった。

(イ) 二以上の路線に接する画地の正面路線は、通常、路線価が大きい方の路線とすることとなっているが、正面路線の選定を誤り、路線価が小さい方の路線を正面路線としているものがあった。

(ウ) 不整形地については、その形状により画地の全部が十分に利用できないと

いう利用上の制約を受けるため、不整形地の形状による補正率で補正する必要があるが、同補正を行っていないものがあった。

- (エ) 高圧線下にある画地の場合は、通常の用途に供することができない部分があることから高圧線下地補正率により補正する必要があるが、高圧線の移設に伴い、高圧線下でない画地となったものにおいて、従前と同様に、高圧線下地補正率による補正を行っているものがあった。

(固定資産税課)

【講じた措置 (H17.3.2通知)】

- (ア) 側方路線加算率による補正を行っていなかった当該画地については、現地調査及び字図等の精査を行い、適正な評価に改めた。

今後、土地の地目変更や分・合筆、所有権の移転等により状況に変更があった場合などは、速やかに評価を見直すとともに、評価の誤りが生じないように、研修により周知徹底を図った。

- (イ) 正面路線の選定を誤っていた当該画地については、現地調査及び路線価図等の精査を行い、適正な評価に改めた。

今後は適正な評価を行っていくよう、研修により周知徹底を図った。

- (ウ) 不整形地の形状による補正率で補正を行っていなかった当該画地については、現地調査及び字図等の精査を行い、適正な評価に改めた。

今後は適正な評価を行っていくよう、研修により周知徹底を図った。

- (エ) 高圧線下地補正率による補正を誤っていた当該画地については、現地調査及び字図等の精査を行い、適正な評価に改めた。

今後は適正な評価を行っていくよう、研修により周知徹底を図った。

指摘事項

ウ 委託契約の事務処理等について注意を求めるもの

委託契約に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、成果品については、有効に活用しなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度の委託契約において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、委託により得られた成果品を有効に活用されるよう十分注意されたい。

- (ア) 平成14年度「イノシシ出没注意を促す立看板製作委託」において、製作した看板が設置されていなかった。

- (イ) 平成15年度「油山ハイキングコース清掃草刈業務委託」において、委託契約書に設計書の写(金額入り)を添付していた。

(振興課(現地域振興課))

【講じた措置 (H17.3.2通知)】

- (ア) イノシシ出没注意を促す看板については、地元関係者等との調整を行っていたことから設置を保留していたが、調整が完了したことから設置を行った。

- (イ) 委託契約書の作成にあたっては、金額入り設計書の写しを添付することのないよう、再発防止を図り、適正な事務処理を行うよう研修により周知徹底を図った。

指摘事項

【早良区役所】

負担金交付先団体の適正な会計経理事務について指導等を求めるもの

負担金を交付した団体の会計経理事務が適正に行われているかどうか、市は指導・監督するとともに、実績報告書をはじめ関係書類等により事業実績を調査確認する必要がある。しかしながら、平成14年度「早良区まちづくり活動支援事業負担金」及び同15年度「福岡市地域振興事業負担金」の交付先団体の会計経理事務において、次のような事例が見受けられ、適正な執行管理がなされていなかった。

今後、交付先団体に対して、適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。

ア 物品購入費等の支出事務において、立替払いや契約締結後に実施決裁を行っているもの、請求書受理から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。

イ 協議会等出席者への報償費について、開催日から長期間経過後に支出しているものがあった。また、源泉徴収した所得税を速やかに納付しておらず、現金出納簿の記帳内容と相違していた。

ウ 所得税の未払いがあったにもかかわらず事業実績報告書を提出し、負担金の精算金を返納期限経過後に返納していた。

エ 協賛金等の収入金について、受領後、委員会口座へ入金せずに長期間保管しているものや決裁を行わずに同口座から出金しているものがあり、現金出納簿と預金通帳の記帳内容が一致していない箇所があった。

(まちづくり企画課(現企画課))

#### 【講じた措置(H17.3.2通知)】

負担金交付先団体の適正な会計経理事務については、監査実施期間終了後、直ちに「早良区まちづくり活動支援事業負担金」及び「福岡市地域振興事業負担金」交付先団体の事務局に対し、下記事項につき適切な執行を行うよう指導した。

なお、各団体においては、事務局職員に対し、会計事務について適正に処理を行うよう周知徹底が図られた。

ア 物品購入費等の支出事務においては、立替払いは行わないこと、実施決裁後に契約締結を行うこと、請求書受理後速やかに支払うこと。

イ 協議会等出席者への報償費については、出席確認後速やかに支出すること。また、源泉徴収した所得税を速やかに納付するとともに、現金出納簿に適切に記帳すること。

ウ 事業実績報告書の提出に当たっては、未払い等がないよう十分精査し、清算金は返納期限内に納めること。

エ 協賛金等の収入金については、受領後速やかに委員会口座へ入金すること、同口座からの支出に当たっては決裁後に行うとともに、現金出納簿に適切に記帳すること。

#### 指摘事項

##### 【西区役所】

委託契約事務について注意を求めるもの

委託により得られた成果については、有効に活用するとともに是正を要する場合は措置する必要がある。しかしながら、次の委託契約事務において、不良箇所の改善等について報告されていたにもかかわらず、災害等を未然に防止するための措置がなされていなかった。

今後、委託により得られた成果については、有効に活用されるよう十分注意されたい。

ア 平成14年度「西区役所庁舎管理等業務委託」において、簡易専用水道検査結果書で受水槽の維持管理の改善について提言されていたが、改善措置がなされていな



かった。  
イ 平成14年度及び同15年度「西区役所消防設備保守点検業務委託」において、点検結果報告書で消防設備の不良が指摘されていたが、改善措置がなされていなかった。

(総務課)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

ア 受水層に係る改善措置については、平成16年10月にすべての改修工事を完了した。  
イ 消防設備については、的確な改善措置を行うため、平成16年8月に設備の保守点検を実施し、その点検結果報告書に基づくすべての不良箇所について、平成16年12月に改修工事を完了した。

## 東農業委員会

### 指摘事項

庁用車の効率的な使用について検討を求めるもの

庁用車の運行については、経済的かつ効率的に行うとともに、その適正な管理に努める必要がある。しかしながら、事務局が保有する庁用車2台のうち1台の使用については、そのほとんどが、事務局以外の特定の課によるものとなっており、事務局において2台保有する必要性に疑問が持たれた。

今後、運行状況等を踏まえながら、庁用車の保有台数について検討されるとともに、より経済的かつ効率的な庁用車の運行及び管理が図られるよう、「集中管理車両」として広く各局で共用することについても検討されたい。

【講じた措置(H17.3.2通知)】

平成17年度に東・西農業委員会の統合が予定されており、市で1農業委員会となった場合、連絡・調整事務等(事務所間、農業委員、農地パトロール等)の範囲が全市に広がり、庁用車の利用頻度は増加するものと思われる。

従前の利用状況は指摘のとおりであるが、統合後の利用については現段階では予測不可能であるため、17年度以降1農業委員会として事業を行っていくうえで、保有する庁用車(現在東・西農業委員会事務局で計4台)の稼働状況を踏まえ、「集中管理車両」として共用することの可否について検討したい。

## 2 工事監査

### (1) 農林水産局

#### 指摘事項

ア 設計積算について注意を求めるもの

(ア) 平成13年度「小田地区農道整備工事」

(契約金額6,800万100円)

道路法面の整形において、法面土羽部の盛土を含む「機械築立(土羽)整形」として設計計上されていたが、盛土は別途計上されていることから、機械で盛土部を削り取る「機械削り取り整形」として設計計上すべきであった。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(農地整備課)

(イ) 平成14年度「東部市民リフレッシュ農園施設整備工事(その3)」

(契約金額1億2,382万3,350円)

「土木工事設計標準歩掛」等では、実施設計単価表に掲載のない単価の決定を見積り徴収による場合は、見積の最低価格としているが、本件工事については見積の最低価格を補正していた。

今後は基準に基づき、適正な設計積算を図られたい。

(農業振興課)

(ウ) 平成14年度「小呂島漁港漁業集落環境整備事業処理施設建築工事」

(契約金額6,825万円)

建具工事の算定においてその中にガラス工事が含まれているが、誤って別途ガラス工事としても計上されていた。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図られたい。

(漁港課 建築局施設建設課関連)

(エ) 平成14年度「西入部5丁目地内伊田尻池溜池改良工事」

(契約金額1,284万7,800円)

既設溜池のコンクリート構造物取壊し工において、取壊し方法をコンクリートブレーカによる人力施工として設計計上されていたが、現場状況から大型機械での施工が可能であった。

今後は施工状況を把握し、適正な設計積算を図られたい。

(農地整備課)

(オ) 平成14年度「小呂島漁港漁業集落環境整備事業処理施設(機械設備)工事」

(契約金額3,906万7,455円)

「土木工事設計標準歩掛」等には、逆止弁・ボール弁の材料価格の採用において、物価資料、次に見積りによると優先順位が決められている。本材料価格の採用にあたっては、物価資料の価格を採用すべきところ規格の一部において掲載されていない価格があったことから、物価資料に掲載されている価格も含めて見積価格を採用していた。

また、物価資料にない価格においては、類似品の物価資料価格と見積価格の比率により、設計価格を決定すべきところ、見積価格をそのまま採用していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算に努められたい。

(漁港課)

(カ) 平成15年度「鮮魚市場長浜卸売場側溝改修工事」

(契約金額717万4,650円)

場内排水のための側溝工において、自由勾配側溝のグレーチング蓋を施工単価に基づき側溝総延長に対して設計計上されているが、蓋の実延長で設計計上すべきであった。

今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。

(鮮魚市場 漁港課関連)

#### 【講じた措置(H17.3.2通知)】

(ア) 道路法面の整形における盛土の施工方法の選定については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守するよう所属職員に対し研修を行い、積算に誤りがないよう周知徹底を図った。

なお、設計内容の充実を図るため、精査を厳密にするよう指導した。

(イ) 実施設計単価表に掲載のない単価を見積り徴収により決定する場合には、「土木工事設計標準歩掛等運用基準」を遵守し適正に設計積算を行うよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。

(ウ) 設計積算については、審査の充実を行うよう所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。

(エ) コンクリート構造物取壊し工については、現場状況を十分把握し適正な施工方法で積算するよう、所属職員に対し研修を実施し、積算に誤りがないよ

う精査を厳密にするよう指導した。

- (オ) 設計積算については、チェックリストを作成し、これに基づいた審査の充実を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。
- (カ) 設計積算については、チェックリストを作成し、これに基づいた審査の充実を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。

#### 指摘事項

イ 施工管理について注意を求めるもの

- (ア) 平成13年度「東部市民リフレッシュ農園クラブハウス他新築工事」  
(契約金額7,288万2,600円)  
特記仕様書では、福祉環境整備の整備基準適合証を取り付けることとなっているが、適合証の交付を受けるための請求がなされておらず、取り付けもなされてなかった。

今後は、設計図書を遵守し適正な処理を図られたい。

(農業振興課 建築局施設建設課関連)

- (イ) 平成14年度「広域漁港整備魚礁設置工事(玄界島地区)」  
(契約金額2,037万円)  
「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の端部等で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、鋼製魚礁組立においてこれらを使用せず組立作業が行われていた。  
今後は基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(漁港課)

#### 【講じた措置(H17.3.2通知)】

- (ア) 福祉環境整備の整備基準適合証については、交付を受けて取り付けを行った。今後は、設計図書の特記仕様書や「福岡市福祉のまちづくり条例」を遵守し適正に処理するよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。
- (イ) 作業中の安全管理については、請負者へ労働安全衛生規則を厳守させ、労働者の安全確保を図るよう指導の徹底を行うとともに、所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。

#### 指摘事項

ウ 設計積算及び施工管理について注意を求めるもの

- (ア) 平成14年度「金武地区ほ場整備工事(大塚地区)」  
(契約金額1億3,112万2,950円)  
U字側溝布設に伴う盛土法面仕上げとして、法面部及び水平部を人力による法面整形工で設計積算しているが、水平部は法面部整形時に仕上げることとなるため計上の必要がなかった。また、整形状況を示す出来形管理写真が撮影されてなかった。

今後は「土地改良工事積算基準」及び「土木工事施工管理基準」を遵守し、適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

(農地整備課)

- (イ) 平成15年度「油山牧場外災害復旧工事」  
(契約金額1,058万2,950円)  
現場発生品処理については、適正な処理に基づいた設計積算をしなければならぬが、発生した既設金網の処理について設計計上がなかった。また、処理状況を確認するものもなかった。

今後は適正な設計積算及び施工管理を図られたい。

(農業振興課)

【講じた措置(H17.3.2通知)】

(ア) 法面整形工における盛土の施工については、「土地改良工事積算基準」を遵守し適正な設計積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、積算に誤りがないよう周知徹底を図った。

なお、請負業者の写真管理については、「土木工事施工管理基準」を遵守し、着手時に提出される施工計画書の中の写真要領のチェック項目等を所属職員に対し研修を行い、完成時にこれに基づき精査するよう周知徹底を図った。

(イ) 現場発生品処理については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正に設計積算を行うとともに、状況写真の撮影等により適正に施工管理を行うよう、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。